

製造業向けガイド

製造業の外国人受入れ、ここが変わる！ 2／3

不法就労助長罪の厳罰化

製造業で摘発された3つの事例、不法就労の3類型、
誰がどこまで問われるか、2027年4月1日からの法定刑、
企業がやること3つ

行政書士法人タッチ

本資料は公表資料・報道に基づく一般的な情報です。個別の案件については無料相談をご利用ください。



不法就労助長罪について、押さえるべきことは3つ

1

雇用主だけの罪ではない

派遣先でも、自社の工場で実際に働かせていれば対象になり得ます（入管法第73条の2第1項第1号）。

2

「知らなかった」は免責にならない

過失がない場合に限り例外です（同条第2項）。在留カードの確認や業務内容の把握を行っていない状態は、過失と評価され得ます。

3

製造業で問われているのは「範囲を超えて働く」型

在留資格はあるが、技人国の人が現場作業をするケースです。対策は、在留カードの原本確認・業務と在留資格の突合せ・「止める」ルールの3つ。

事例から、条文、2027年4月の改正、対策の順に整理します

1~3

製造業で摘発された3つの事例

金属研磨工場／カット野菜工場／新宿中村屋

4

不法就労の3類型

製造業で問われるのはどの型か

5

罪の構造 — 誰が、どこまで問われるか

対象者・「知らなかった」・両罰規定

6

2027年4月からどう変わるか

法定刑の引上げと受入れへの影響

7

やること3つ

在留カード・業務の突合せ・「止める」ルール

2026年から2027年にかけての動き

2026年1月

関係閣僚会議の決定

技人国（技術・人文知識・国際業務）について、在留資格に該当しない業務への従事を調査し、厳格に運用する方針を決定

2026年7月

第2次出入国在留管理基本計画

現場作業に従事する技人国を「対応が必要な不適切な事案」と明記。事業所への実態調査など情報収集手段の強化を方針として記載

2027年4月1日

不法就労助長罪の法定刑引上げ

5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金に。育成就労制度の開始と同じ日

正しい運用への切替え（職務内容の変更、配置転換、在留資格の変更、採用計画の見直し）には時間を要します。2027年4月1日を目安に、早めの着手が必要です。

3つの事例の概要（報道に基づく）

事例	時期	どこで	何が起きたか
① 金属研磨工場	2026年3月	静岡県（派遣先）	派遣会社の社長・採用担当と、派遣先の工場長を逮捕。オーバーステイのベトナム人4人を工場で働かせた疑い
② カット野菜工場	2025年11月	埼玉県深谷市	社長と人事部長を逮捕。技人国の在留資格を持つインド人3人を加工作業に従事させた疑い
③ 新宿中村屋	2021年12月	埼玉工場（派遣先）	法人と係長を書類送検。派遣で受け入れた技人国のネパール人6人に工場作業をさせた疑い。2022年3月に不起訴

本資料の事例は報道内容に基づく記載です。逮捕・書類送検は有罪の確定ではありません。受入れ企業が避けるべき状況を整理する目的で取り上げています。

3件に共通するのは、いずれも人手不足を背景に、現場の判断が先行したと報道されている点です。